

第3期

TOKAI 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性社員が今以上に能力を発揮し、充実したキャリアを形成するため、次のように行動計画を策定する。

1.行動期間

2020年10月1日～2022年9月30日

2.当グループの課題

・そもそもの女性比率が低く、女性管理職比率も低い。

3.目標と取組内容・行動計画

目標1:採用者の配属について女性比率を30%以上とする

<取組内容>

2020.10～

・採用HPや各種情報雑誌等で女性社員を積極的に紹介する

・育児、介護、看護、配偶者の転勤等の事由による退職者に対して「再雇用制度」を積極的に活用する。

目標2:男性育児休業について周知するとともに男性社員の取得率を30%以上とする

<取組内容>

2020.10～

・仕事と育児の両立支援制度について冊子等を配布し周知するとともに管理職へ部下の育児休業取得推進を促す

目標3:有給休暇年間取得率を前年実績(56.9%)以上とする
管理職の所定外労働時間の平均を前年度実績(38.24時間)以下とする

<取組内容>

2020.10～

・会議開催のルール「17時以降禁止」の再告知と啓蒙。

・誰もが働きやすい職場風土構築に向けた課題を分析するため、全社員を対象に意識調査を毎年実施する。

目標4:女性管理職を2名以上とする

<取組内容>

2020.10～

・女性社員を対象とした管理職育成研修を実施する。

・女性管理職と管理職候補者の交流会等を実施する。

以上